

令和7年12月1日提出

一宮市議会定例会議案
単 行

目 次

令和7年12月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第96号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1頁
議案第97号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について	3頁
議案第98号	一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	5頁
議案第99号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	27頁
議案第100号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	30頁
議案第101号	一宮市手数料条例の一部改正について	32頁
議案第102号	一宮市保育所条例の一部改正について	34頁
議案第103号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	36頁
議案第104号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	41頁
議案第105号	一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	44頁
議案第106号	一宮市遺児手当支給条例の廃止について	46頁
議案第107号	一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について	48頁
議案第108号	一宮市道路占用条例等の一部改正について	50頁
議案第109号	一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について	69頁
議案第110号	一宮市都市公園条例の一部改正について	74頁

議案第111号	一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部改正について	77頁
議案第112号	多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の 変更について	81頁
議案第113号	救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結に係る議決内容の変更について	82頁
議案第114号	外割田保育園建設工事の請負契約の締結について	83頁
議案第115号	高規格救急自動車の売買契約の締結について	84頁
議案第116号	普通財産の無償譲渡について	85頁
議案第117号	普通財産の無償譲渡について	87頁
議案第118号	一宮市口腔衛生センターの管理に係る指定管理者の指定について	89頁
議案第119号	一宮市社会福祉センターききょう会館の管理に係る指定管理者の指定 について	90頁
議案第120号	一宮市障害者福祉施設(一宮市立はぎわら生活介護センターを除く。)の 管理に係る指定管理者の指定について	91頁
議案第121号	一宮市立はぎわら生活介護センター及び一宮市萩原いきいきセンター の管理に係る指定管理者の指定について	92頁
議案第122号	一宮市いきいきセンター等の管理に係る指定管理者の指定について	93頁
議案第123号	一宮市高齢者作業センターの管理に係る指定管理者の指定について	94頁
議案第124号	一宮市つどいの里の管理に係る指定管理者の指定について	95頁
議案第125号	一宮市高齢者生きがいセンターの管理に係る指定管理者の指定につい て	96頁
議案第126号	一宮市萩の里特別養護老人ホームの管理に係る指定管理者の指定につ いて	97頁
議案第127号	一宮市立児童館の管理に係る指定管理者の指定について	98頁
議案第128号	一宮市ポプラ児童クラブの管理に係る指定管理者の指定について	100頁
議案第129号	一宮市けやき児童クラブの管理に係る指定管理者の指定について	101頁
議案第130号	一宮市はとぼっぼの管理に係る指定管理者の指定について	102頁

議案第131号	一宮市チューリップ教室の管理に係る指定管理者の指定について	103頁
議案第132号	大野極楽寺公園等の管理に係る指定管理者の指定について	104頁
議案第133号	一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理に係る指定管理者の指定について	105頁
議案第134号	一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定について	106頁
議案第135号	一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について	107頁
議案第136号	一宮市斎場の管理に係る指定管理者の指定について	109頁
議案第137号	市道路線の認定について	110頁
議案第138号	損害賠償の額の決定について	116頁
議案第139号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について	117頁
議案第140号	令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について	118頁
報告第31号	専決処分の報告について	119頁
報告第32号	専決処分の報告について	121頁

議案第96号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国会議員に係る期末手当の取扱いに準じて、市議会議員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国の特別職に係る期末手当の取扱いに準じて、特別職員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第98号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の給与改正に準じて職員の給与を改正するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1 行政職給料表(第4条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】 備考 略 イ 行政職給料表(2) 【別記2 参照】 備考 略 別表第2 医療職給料表(第4条関係) ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略 イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略 ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1 行政職給料表(第4条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】 備考 略 イ 行政職給料表(2) 【別記2 参照】 備考 略 別表第2 医療職給料表(第4条関係) ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略 イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略 ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			

51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				

	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100

46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
98	259, 100	277, 200	312, 300		
99	259, 400	277, 400	312, 600		
100	259, 600	277, 700	312, 900		
101	259, 800	277, 900	313, 200		

	102	260, 100	278, 100	313, 600		
	103	260, 400	278, 400	313, 900		
	104	260, 600	278, 700	314, 300		
	105	260, 800	278, 900	314, 600		
	106		279, 100	315, 000		
	107		279, 400	315, 400		
	108		279, 600	315, 600		
	109		279, 900	315, 800		
	110		280, 200	316, 100		
	111		280, 500	316, 400		
	112		280, 700	316, 600		
	113		280, 900	316, 800		
	114		281, 200	317, 100		
	115		281, 400	317, 400		
	116		281, 600	317, 600		
	117		281, 900	317, 800		
	118		282, 200	318, 100		
	119		282, 500	318, 400		
	120		282, 700	318, 600		
	121		282, 900	318, 800		
	122		283, 100	319, 100		
	123		283, 400	319, 400		
	124		283, 700	319, 600		
	125		283, 900	319, 800		
	126		284, 100	320, 100		
	127		284, 400	320, 400		
	128		284, 700	320, 600		
	129		284, 900	320, 800		
	130		285, 100			
	131		285, 400			
	132		285, 700			
	133		285, 900			
	134		286, 100			
	135		286, 400			
	136		286, 700			
	137		286, 900			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		

	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		

49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000	
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600	
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200	
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600	
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100	
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600	
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100	
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700	
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200	
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700		
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900		
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200		
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700		
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000		
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300		
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		
86		303, 000	341, 100	362, 300		
87		303, 200	341, 400	362, 600		
88		303, 400	341, 700	362, 900		
89		303, 800	342, 000	363, 300		
90		304, 000	342, 200	363, 600		
91		304, 200	342, 600	363, 800		
92		304, 400	342, 900	364, 100		
93		304, 800	343, 100	364, 400		
94		305, 000	343, 400	364, 800		
95		305, 200	343, 700	365, 200		
96		305, 500	343, 900	365, 600		
97		305, 800	344, 100	366, 100		
98		306, 000	344, 400	366, 500		
99		306, 200	344, 700	366, 900		
100		306, 500	344, 900	367, 300		
101		306, 800	345, 100	367, 800		
102		307, 000	345, 300			
103		307, 200	345, 700			
104		307, 500	345, 900			
105		307, 800	346, 100			
106			346, 400			
107			346, 800			

	108			347,200					
	109			347,400					
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	

46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		

102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		
141	315, 000	347, 000		
142	315, 300	347, 400		
143	315, 700	347, 700		
144	316, 000	348, 100		
145	316, 200	348, 400		
146	316, 400	348, 800		
147	316, 700	349, 200		
148	317, 000	349, 600		
149	317, 200	349, 900		
150	317, 400	350, 300		
151	317, 700	350, 700		
152	318, 000	351, 100		
153	318, 400	351, 400		
154	318, 600			
155	318, 800			
156	319, 100			
157	319, 400			

	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

第2条 一宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当) 第9条の2 略 2 前項の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の7</u>(規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。 3 略 (期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい	(地域手当) 第9条の2 略 2 前項の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>(規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。 3 略 (期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 略	(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 法第3条第1項の規定により採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2～5 略 (給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 略 【別記 参照】 2～5 略 (給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、

給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	<u>392,000円</u>
2	<u>440,000円</u>
3	<u>492,000円</u>
4	<u>555,000円</u>
5	<u>634,000円</u>
6	<u>740,000円</u>
7	<u>864,000円</u>

改正案

号給	給料月額
1	<u>405,000円</u>
2	<u>455,000円</u>
3	<u>508,000円</u>
4	<u>574,000円</u>
5	<u>655,000円</u>
6	<u>765,000円</u>
7	<u>893,000円</u>

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条

の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第16条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第16条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の表の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第15条の6第2項及び第3項並びに第16条第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和7年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第99号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

人事院勧告に準じてパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の地域手当を改正し、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当に係る報酬) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。 (報酬の支給) 第8条 略 2・3 略 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数_____を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (勤勉手当) 第15条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日_____以	(地域手当に係る報酬) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。 (報酬の支給) 第8条 略 2・3 略 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該職員について定められた週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (勤勉手当) 第15条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2 略	2 略
-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額は、給料の月額に <u>100分の7</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額は、給料の月額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第6条第2項の改正規定及び第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2の規定は、令和7年12月1日から適用する。

議案第100号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定による独自利用事務を追加するため、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

機関	事務
市長	略
	一宮市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務

改正案

機関	事務
市長	略
	一宮市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務
	市の住民基本台帳に記録されている住民とは別に管理する必要がある者の情報管理に関する事務

付 則

この条例は、令和8年1月9日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(手数料の種類、金額等) 第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(62)の5 略 (62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円 (62)の7 建築基準法施行令 <u>第137条の12第7項</u> の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円 (62)の8～(77) 略 2・3 略	(手数料の種類、金額等) 第3条 略 (1)～(62)の5 略 (62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円 (62)の7 建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円 (62)の8～(77) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立大和北保育園及び一宮市立玉ノ井保育園を民間移管することに伴い、これらの園を廃止するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立大和東保育園	略	
一宮市立大和北保育園	一宮市大和町馬引字乾出19番地	70名
略		
一宮市立外割田保育園	略	
一宮市立玉ノ井保育園	一宮市木曽川町玉ノ井字高畑19番地	120名

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立大和東保育園	略	
略		
一宮市立外割田保育園	略	

付 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議案第103号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部が改正されたことに伴い、条文の整理等を行うため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 略 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略

2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 略 (職員の数等) 第5条 略 2・3 略 4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教	第3条 略 (虐待等の禁止) <u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (職員の数等) 第5条 略 2・3 略 4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教

諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 5～8 略 (市条例の準用) 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、<u>第11条から第13条まで</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【別記 参照】 2 略	諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 5～8 略 (市条例の準用) 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、<u>第11条、第13条</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【別記 参照】 2 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第11条	略	
第12条	入所中の <u>児童</u>	<u>園児</u>
	当該 <u>児童</u>	当該 <u>園児</u>
略		

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

略	
第11条	略
略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の</u> <u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 略	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。)<u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> <u>の結果を把握しなければならない。</u> 【別記 参照】 3・4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

改正案

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、
	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(入所した者及び職員の健康診断)	(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 略

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合

_____であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

【別記 参照】

3・4 略

第16条 略

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

【別記 参照】

3・4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
児童が通学する学校における健康診断	略

改正案

略	
児童が通学する学校における健康診断	略
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第105号

一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3第1項において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(法第46条第2項の条例で定める基準)

第2条 法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市遺児手当支給条例の廃止について

一宮市遺児手当支給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市遺児手当を廃止するため、本案を提出する。

一宮市遺児手当支給条例を廃止する条例

一宮市遺児手当支給条例(昭和50年一宮市条例第18号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の一宮市遺児手当支給条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項に規定する受給資格者であった者のうち、同項又は第7条第2項の規定により申請した者に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

機関	事務
市長	略
	困窮する外国人への生活保護の措置に関する事務
	一宮市遺児手当の支給に関する事務
	一宮市遺児一時金の支給に関する事務
	略

改正案

機関	事務
市長	略
	困窮する外国人への生活保護の措置に関する事務
	略

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市起つどいの里を廃止するため、本案を提出する。

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第93号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称及び位置) 第2条 つどいの里の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	(名称及び位置) 第2条 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市小信中島つどいの里	略
一宮市起つどいの里	一宮市起字西茜屋469番地3
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市小信中島つどいの里	略
略	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市道路占用条例等の一部改正について

一宮市道路占用条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

愛知県道路占用料条例(昭和43年愛知県条例第8号)及び愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)の一部改正に伴い市道に係る占用料等の額の改定を行い、及び占用料の減免の対象となる占用物件に道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第2号に掲げる工作物等を新たに加えるため、本案を提出する。

一宮市道路占用条例等の一部を改正する条例

(一宮市道路占用条例の一部改正)

第1条 一宮市道路占用条例(昭和35年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(占用料の減免) 第16条 市長は、次に掲げる占用物件に係る 占用料について、特に必要があると認める ときは、第13条の規定にかかわらず、占用 料の額を減免することができる。 (1)～(11) 略 (12) <u>道路法施行令(昭和27年政令第479 号。以下「令」という。)第7条第11号に 掲げる応急仮設建築物</u> (13) 略 別表(第13条関係) 【別記 参照】	(占用料の減免) 第16条 略 (1)～(11) 略 (12) <u>道路法施行令(昭和27年政令第479 号。以下「令」という。)第7条第2号に 掲げる太陽光発電設備及び風力発電設 備</u> (13) <u>令</u> 第7条第11号に 掲げる応急仮設建築物 (14) <u>令第16条の3各号に掲げるもの</u> (15) <u>都市再生特別措置法施行令(平成14 年政令第190号)第17条各号に掲げるもの</u> (16) 略 別表(第13条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	85
	略		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー	510

				トル1年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個1年につき	720
	広告塔			表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの			長さ1メートル1年につき	1,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号略			
		に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		略			
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	1,700

法第32条第1項 第4号に掲げる 施設			占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.005を乗じ て得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.008を乗じ て得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.01を乗じ て得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>710</u>
	その他のもの		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの		占用面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
令第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,400</u>
	略			
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも のを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メー トル1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
			占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>
			占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	170
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
	略		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
法第32条第1項	自動運	法第2条第2項第5号	略

第3号に掲げる施設	行補助施設	に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		その他のもの	長さ1メートル1年につき	18
		略				
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	880	
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	530	
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき	1,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100		
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	660		
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	22		
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	220		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートル1月につき	220	
		その他のもの		表示面積1平方メートル1年につき	2,200	
	略					
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本1日につき	22	

	その他のもの	1本1月につき	220
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200
	その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	180
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額
	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額
令第7条第10号	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額

に掲げる施設及び自動車駐車場		トル1年につき	て得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額

(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 一宮市法定外公共物管理条例(平成17年一宮市条例第125号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略	別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	略		
	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき

略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		1本1月につき	<u>240</u>
	その他のもの	1本1日につき	<u>24</u>
		1本1月につき	<u>240</u>
幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
略			

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
	略		
	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
地下に埋設する管類	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル	長さ1メートル1年	<u>79</u>

	未満のもの	につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき <u>220</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき <u>2,200</u>
	略		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき <u>22</u>
		その他のもの	1本1月につき <u>220</u>
	幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき <u>22</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき <u>220</u>

工事用板囲い、 足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	220
略			

(一宮市都市公園条例の一部改正)

第3条 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 略	別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		単位	使用料
略			
都市公園の占用	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本1年につき 950円
		略	
		第1種電話柱	1本1年につき 850円
		略	
	変圧塔その他これに類するもの	その他の柱類	1本1年につき 85円
		略	
	ガス管その他これに類するもの	変圧塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1年につき 1,700円
		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 36円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 51円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 77円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 100円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 150円

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510円</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000円</u>
	公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720円</u>
	工事用材料置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240円</u>
	その他の占用	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24円</u>

改正案

区分		単位	使用料
略			
都市公園の占用	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本1年につき <u>990円</u>
		略	
		第1種電話柱	1本1年につき <u>880円</u>
		略	
		その他の柱類	1本1年につき <u>88円</u>
	変圧塔その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき <u>1,800円</u>
	ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき <u>37円</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき <u>53円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき <u>79円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき <u>110円</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100円
	公衆電話所	1個1年につき	1,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740円
	工事用材料置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1月につき	220円
	その他の占用	占用面積1平方メートル1日につき	22円

(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例(平成12年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第5条関係) 【別記 参照】 備考 略	別表(第5条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び 塔類等	第1種電柱	1本1年につき	950
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	85

	略		
	水路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき
		その他のもの	表示面積1平方メートル1月につき

		トル1年につき	
略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>

改正案

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
	略		
	水路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
		その他のもの 表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	略		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 1本1日につき	<u>22</u>
		その他のもの 1本1月につき	<u>220</u>
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
		その他のもの その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(一宮市道路占用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市道路占用条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の一宮市法定外公共物管理条例別表の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

(一宮市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の一宮市都市公園条例別表第3の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る使用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る土地占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

議案第109号

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)等の一部改正に伴い、車いす利用者のための駐車施設の台数を変更し、駐車施設の廃止の届出に係る規定を新たに追加し、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)	(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)
第4条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、(イ)の項に掲げる面積が(ウ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値)を下回らない台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。	第4条 略
【別記 参照】	【別記 参照】
2 前項の表(イ)の項及び(エ)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとし、前項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。	2 前項の表(イ)の項に規定する部分及び(エ)の項に掲げる部分 は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとし、同表(カ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。
(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)	(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)
第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が增加することとなるものために法第20条の2第1項に規定す	第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が增加することとなるものために法第20条の2第1項に規定す

る大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に 係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内又はこれら以外の地域内のいずれか2以上の地区又は地域内にわたる場合は、当該敷地のうち最も大きい部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数

に0.3を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない、かつ、そのうち少なくとも1台分

については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

る大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内又はこれら以外の地域内のいずれか2以上の地区又は地域内にわたる場合は、当該敷地のうち最も大きい部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において

「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

(1) 附置義務台数が200台以下の場合

当該台数に0.02を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、

3 略 第12条 略 (措置命令) 第14条 略 2 略 3 前項の措置命令書の様式は、<u>規則で定める。</u>	<u>その端数を切り上げた台数)</u> (2) <u>附置義務台数が200台を超える場合</u> <u>当該台数に0.01を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に2を加えた台数</u> 3 略 第12条 略 (<u>廃止の届出</u>) 第12条の2 <u>第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、廃止した日の翌日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u> (措置命令) 第14条 略 2 略 3 前項の措置命令書の様式は、<u>市長が別に定める。</u>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略				
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と_____非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
略				
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所の用途____を除く。)に供する部分	非特定用途____に供する部分
略				

改正案

略	
(イ)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計</u>
略	

(エ)	百貨店その他の店舗 の用途に供する部分	事務所の用途に供す る部分	特定用途(百貨店そ の他の店舗、事務所 及び共同住宅を除 く。)に供する部分	共同住宅及び非特定 用途に供する部分
略				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更に係る工事(以下「新築等工事」という。)に着手する者について適用し、同日前に新築等工事に着手した者については、なお従前の例による。

一宮市都市公園条例の一部改正について

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

都市公園における公園施設の設置及び管理に係る使用料の額を変更するため、本案を提出する。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略 (4)・(5) 略 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 表略 備考 1・2 略 3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。	別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略 (4) <u>土地価格は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市長が定める固定資産税評価基準に準ずる。</u> (5) <u>建物価格は、時価評価額による。</u> (6)・(7) 略 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 表略 備考 1・2 略 3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び <u>地方税法</u> の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分			単位		使用料
略					
公園施設の設置及び管理	公園施設の設置		1平方メートル	1年	3,800円
			につき		
	公園施設の管理	建築物のとき	1平方メートル	1年	5,800円
			につき		
		建築物以外のとき	1平方メートル	1年	150円
			につき		
略					

改正案

区分			単位	使用料
略				
公園施設の設置及び管理	公園施設の設置		1平方メートル 1年につき	<u>土地価格に100分の5を乗じて得た額以内で市長が定める額</u>
	公園施設の管理	建築物のとき	1平方メートル 1年につき	<u>建物価格に100分の8を乗じて得た額に土地価格に100分の5を乗じて得た額を加えた額以内で市長が定める額</u>
		建築物以外のとき	1平方メートル 1年につき	<u>土地価格に100分の5を乗じて得た額以内で市長が定める額</u>
略				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から同日以後までの引き続く期間を公園施設の設置及び管理(以下「設置等」という。)の期間とする設置等に係る使用料(同日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部改正について

一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村の長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部を改正する条例

(一宮市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 一宮市水道事業給水条例(昭和35年一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(工事の施行)	(工事の施行)
第7条 給水装置の新設等の工事は、 市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が施行する	第7条 給水装置の新設等の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村の長(地方公営企業法(昭和27年法律292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村の長が同項の指定をした者(以下「他市町村指定給水装置工事事業者」という。)に工事を行わせる必要があると認めるときは、その者に施行させることができる。
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。 (給水管及び給水用具の指定)	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者又は他市町村指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。 (給水管及び給水用具の指定)
第7条の2 略	第7条の2 略
2 市長は、指定給水装置工事事業者 に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。	2 市長は、指定給水装置工事事業者又は他市町村指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
3 略 (給水装置の基準違反に対する措置)	3 略 (給水装置の基準違反に対する措置)
第34条 略	第34条 略
2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者 の施行した工事	2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者又は他市町村指定給水装置工事事業者の施行した工事

に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市下水道条例の一部改正)

第2条 一宮市下水道条例(昭和49年一宮市条例第48号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(排水設備の工事の施行) 第7条 排水設備の新設等の工事(<u>規程で定める軽微な工事を除く。</u>)は、管理者が指定する者でなければ行ってはならない。 <u>ただし、除害施設については、管理者が認める者に施行させることができる。</u>	(排水設備の工事の施行) 第7条 排水設備の新設等の工事(<u>次に掲げる工事を除く。</u>)は、管理者が指定する者でなければ行ってはならない。 (1) <u>除害施設について、管理者が認める者が行う工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合で、管理者が他の市町村の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)</u> の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、 <u>他の市町村の長の指定を受けた者が行う工事</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、規程で定める軽微な工事</u>
2 前項の指定_____は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	2 前項の指定(<u>同項第2号の指定を除く。</u>)は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3・4 略 (指定手数料の額) 第21条の3 <u>第7条第1項に規定する指定_____を受けようとする者は、指定手数料として10,000円を納付しなけれ</u>	3・4 略 (指定手数料の額) 第21条の3 <u>第7条第1項の指定(同項第2号の指定を除く。)</u> を受けようとする者は、指定手数料として10,000円を納付しなけれ

ばならない。 2 略 (占有) 第26条 略 2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から、占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)</u>第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 略	ばならない。 2 略 (占有) 第26条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で、<u>地方公営企業法</u>第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 多加木公園流域貯留施設築造工事
- 2 工 事 場 所 一宮市多加木5丁目地内
- 3 工 事 概 要 流域貯留施設の築造工事
 - (1) 流域貯留施設工事一式
 - (2) 流入施設工事一式
 - (3) 放流施設工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額

当 初 契 約(令和5年6月27日議決)	650, 100, 000円
第1回変更契約(令和5年12月21日議決)	1, 104, 754, 200円
第2回変更契約(令和7年3月24日議決)	1, 136, 050, 300円
今回の変更契約	1, 180, 406, 700円

- 6 契約の相手方 渡邊・平野特定建設工事共同企業体

代表者 一宮市萩原町富田方字上畑33番地
株式会社渡邊組

構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地
平野建設株式会社

救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、既に議決を得た、救助工作車(Ⅲ型)の売買契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 物 品 名 救助工作車(Ⅲ型)

2 台 数 1台

3 契 約 方 法 一般競争入札

4 契 約 金 額

当 初 契 約(令和7年9月29日議決)	185,350,000円
今回の変更契約	184,228,000円

5 契約の相手方 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社

外割田保育園建設工事の請負契約の締結について

次のとおり外割田保育園建設工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 外割田保育園建設工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市木曽川町外割田字摺鉢27番地
- 3 工 事 概 要 (1) 園舎建設工事一式
ア 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
イ 延べ床面積 1,778.42㎡
(2) 付属建物工事一式
(3) 外構工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 757,680,000円
- 6 契約の相手方 一宮市和光2丁目1番21号 日愛ビル
日愛工業株式会社

高規格救急自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する高規格救急自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 台 数 | 2台 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 59,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 一宮市大和町宮地花池字高見55番地
愛知トヨタWE S T株式会社 一宮店 |

普通財産の無償譲渡について

次のとおり普通財産について、無償譲渡を行いたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 無償譲渡の理由

一宮市立光明寺保育園(公の施設としては、令和9年3月31日をもって廃止)について、老朽化した園舎の解体、建替えを条件とした民間移管を行うことで、解体費用が軽減できるため

2 無償譲渡に係る建物

- (1) 所在地 一宮市光明寺字大条戸135番地
- (2) 名称等 別紙目録記載のとおり
- (3) 固定資産税評価額(令和7年3月31日時点) 21,439,337円
- (4) 解体に要する費用(見込額) 31,270,100円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 無償譲渡の方法

随意契約

4 無償譲渡の相手方

学校法人宝珠学園

一宮市北神明町三丁目68番5

5 無償譲渡を行う日

令和9年4月1日

別紙目録

番号	名称	構造	階数	面積(㎡)	建築年
1	園舎	鉄骨造	平屋建	866.17	S54
2	器具庫	鉄骨造	平屋建	15.00	S54
3	三輪車置き場	木造	平屋建	4.96	S54
4	倉庫・物置	軽量鉄骨造	平屋建	3.67	H24
5	燃料庫	コンクリートブロック造	平屋建	2.36	S54
6	プロパン庫	コンクリートブロック造	平屋建	2.04	S54
7	園舎	軽量鉄骨造	平屋建	68.65	H24

普通財産の無償譲渡について

次のとおり普通財産について、無償譲渡を行いたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 無償譲渡の理由

一宮市立里小牧保育園(公の施設としては、令和9年3月31日をもって廃止)について、老朽化した園舎の解体、建替えを条件とした民間移管を行うことで、解体費用が軽減できるため

2 無償譲渡に係る建物

- (1) 所在地 一宮市木曾川町里小牧字神明東5番地1
- (2) 名称等 別紙目録記載のとおり
- (3) 固定資産税評価額(令和7年3月31日時点) 13,897,148円
- (4) 解体に要する費用(見込額) 37,187,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 無償譲渡の方法

随意契約

4 無償譲渡の相手方

学校法人西養寺学園

岐阜県各務原市川島松原町274番地

5 無償譲渡を行う日

令和9年4月1日

別紙目録

番号	名称	構造	階数	面積(m ²)	建築年
1	保育所	木造	平屋建	434. 16	S55
2	調理室	木造	平屋建	64. 80	S55
3	更衣室・当直室	木造	平屋建	40. 50	S55
4	保育所	木造	平屋建	278. 64	S55
5	遊戯室	木造	平屋建	209. 52	S55
6	保育室	鉄骨造	平屋建	46. 78	H22
7	物置	軽量鉄骨造	平屋建	3. 65	H26

一宮市口腔衛生センターの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市口腔衛生センターの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市口腔衛生センター条例(昭和57年一宮市条例第18号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市口腔衛生センター	一宮市音羽1丁目5番17号

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般社団法人一宮市歯科医師会

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市貴船町3丁目2番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市社会福祉センターききょう会館の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市社会福祉センターききょう会館の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年一宮市条例第21号)第1条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市社会福祉センターききょう会館	一宮市音羽1丁目5番17号

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市音羽1丁目5番17号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

議案第120号

一宮市障害者福祉施設(一宮市立はぎわら生活介護センターを除く。)の管理に係る
指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市
障害者福祉施設(一宮市立はぎわら生活介護センターを除く。)の管理を指定管理者に行わ
せるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例(平成22年一宮市条例第27号。
以下「条例」という。)第2条第1項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市立いずみ作業所	一宮市浅井町西浅井字式軒家60番地
一宮市立いずみ第2作業所	一宮市浅井町西浅井字川田60番地1
一宮市立いずみフレンズ	一宮市浅井町西浅井字式軒家50番地1

- (2) 条例第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市立いずみ福祉園	一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
社会福祉法人一宮市社会福祉事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

議案第121号

一宮市立はぎわら生活介護センター及び一宮市萩原いきいきセンターの管理に係る
指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市
立はぎわら生活介護センター及び一宮市萩原いきいきセンターの管理を指定管理者に行わ
せるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例(平成22年一宮市条例第27号)
第2条第1項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市立はぎわら生活介護センター	一宮市萩原町東宮重字蓮原48番地

- (2) 一宮市いきいきセンター等の設置及び管理に関する条例(昭和58年一宮市条例第8
号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市萩原いきいきセンター	一宮市萩原町東宮重字蓮原48番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
社会福祉法人コスモス福祉会
- (2) 主たる事務所の所在地
一宮市大和町宮地花池字中道5番地2

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市いきいきセンター等の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市いきいきセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市いきいきセンター等の設置及び管理に関する条例(昭和58年一宮市条例第8号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市神山いきいきセンター	一宮市野口1丁目6番22号
一宮市奥いきいきセンター	一宮市奥町字八瀬割28番地
一宮市葉栗いこいの広場	一宮市光明寺字畳手37番地1
一宮市浅野いこいの広場	一宮市浅野字八剣67番地1
一宮市時之島いこいの広場	一宮市時之島字杵先8番地1
一宮市丹陽いこいの広場	一宮市多加木三丁目5番11号
一宮市浅井いこいの広場	一宮市浅井町前野字西藪34番地
一宮市北方いこいの広場	一宮市北方町北方字新堤下144番地
一宮市重吉いこいの広場	一宮市丹陽町重吉字北屋敷380番地
一宮市千秋いこいの広場	一宮市千秋町佐野字下川田48番地1
一宮市ますみいこいの広場	一宮市真清田1丁目2番30号
一宮市開明いこいの広場	一宮市開明字神明郭4番地
一宮市木曽川いこいの広場	一宮市木曽川町黒田字北野黒165番地
一宮市木曽川西部いこいの広場	一宮市木曽川町里小牧字道路寺45番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市高齢者作業センターの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市高齢者作業センターの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市高齢者作業センター条例(昭和52年一宮市条例第53号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市貴船高齢者作業センター	一宮市貴船1丁目1番20号
一宮市尾西高齢者作業センター	一宮市東五城字備前12番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市音羽1丁目5番17号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市つどいの里の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市つどいの里の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第93号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市三条つどいの里	一宮市三条字賀11番地1
一宮市小信中島つどいの里	一宮市小信中島字中平5番地
一宮市朝日西つどいの里	一宮市上祖父江字下り江8番地1
一宮市玉野つどいの里	一宮市玉野字渕ケ巻2番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市高齢者生きがいセンターの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市高齢者生きがいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市高齢者生きがいセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第94号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市高齢者生きがいセンター	一宮市木曽川町黒田字西沼51番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市音羽1丁目5番17号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市萩の里特別養護老人ホームの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市萩の里特別養護老人ホームの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市萩の里特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例(平成12年一宮市条例第47号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市萩の里特別養護老人ホーム	一宮市萩原町東宮重字蓮原36番地1

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人愛知慈恵会

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市萩原町西御堂字虫祭1番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

一宮市立児童館の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市立児童館の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市児童厚生施設条例(昭和39年一宮市条例第14号)第2条第3項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市立萩原児童館	一宮市萩原町串作字河室浦18番地
一宮市立浅井児童館	一宮市浅井町大日比野字東若栗29番地
一宮市立奥児童館	一宮市奥町字上平池46番地
一宮市立大志児童館	一宮市大志1丁目9番2号
一宮市立今伊勢児童館	一宮市今伊勢町新神戸字乾31番地1
一宮市立千秋児童館	一宮市千秋町佐野字下川田43番地
一宮市立西成児童館	一宮市大赤見字大山22番地1
一宮市立宮西児童館	一宮市大宮4丁目6番13号
一宮市立葉栗児童館	一宮市大毛字南出116番地
一宮市立貴船児童館	一宮市下沼町1丁目7番地
一宮市立丹陽児童館	一宮市三ツ井五丁目3番14号
一宮市立神山児童館	一宮市八幡3丁目8番2号
一宮市立大和児童館	一宮市大和町荻安賀字上東出68番地
一宮市立向山児童館	一宮市古金町2丁目10番地
一宮市立富士児童館	一宮市富士1丁目8番15号
一宮市立北方児童館	一宮市北方町北方字森道87番地1
一宮市立起児童館	一宮市起字西生出33番地
一宮市立小信中島児童館	一宮市小信中島字南平口63番地
一宮市立三条児童館	一宮市三条字郷南西35番地
一宮市立朝日東児童館	一宮市明地字上平33番地1
一宮市立開明児童館	一宮市開明字杵西郭69番地1
一宮市立大徳児童館	一宮市西五城字荒子中切28番地1
一宮市立黒田南児童館	一宮市木曾川町黒田八ノ通り176番地
一宮市立黒田児童館	一宮市木曾川町黒田字城西27番地4

一宮市立外割田児童館	一宮市木曽川町外割田字西郷西134番地
------------	---------------------

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市ポプラ児童クラブの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市ポプラ児童クラブの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市障害児児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第101号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市ポプラ児童クラブ	一宮市杉山字氏神廻2番地2

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

特定非営利活動法人一宮市肢体不自由児者父母の会

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市奥町字野越40番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市けやき児童クラブの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市けやき児童クラブの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市障害児児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第101号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市けやき児童クラブ	一宮市時之島字杵先2番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市はとぼっぱの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市はとぼっぱの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市中心身障害児親子通園施設の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第88号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市はとぼっぱ	一宮市真清田1丁目2番30号

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人杏嶺会

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市富田字流筋1679番地2

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市チューリップ教室の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市チューリップ教室の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市中心身障害児親子通園施設の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第88号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市チューリップ教室	一宮市時之島字杵先8番地1

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市浅井町西浅井字式軒家47番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

大野極楽寺公園等の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり大野極楽寺公園等の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設(これらの施設内に存する同条例第5条に規定する体育施設及び上下水道部の所管に係る施設を除く。)

名 称	位 置
大野極楽寺公園	一宮市浅井町河田、大野及び極楽寺地内
光明寺公園	一宮市光明寺及び更屋敷並びに北方町北方地内
木曽川沿川緑地の一部	一宮市浅井町黒岩地内から木曽川町里小牧地内まで

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人公園財団

(2) 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目47番12号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

議案第133号

一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)第3条第1項に規定する市営住宅のうち次の改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設

名 称	位 置
大山住宅	一宮市大赤見字大山7番地
島村住宅	一宮市島村字西山3番地
東加賀野井団地	一宮市東加賀野井字川原259番地
三ツ俣団地	一宮市富田字三ツ俣1460番地
東川原団地	一宮市東加賀野井字東川原158番地
黒田住宅	一宮市木曽川町黒田字西新田西ノ切16番地1
内割田住宅	一宮市木曽川町内割田字宮ノ腰636番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

愛知県住宅供給公社

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市テニス場等の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市テニス場の設置及び管理等に関する条例(昭和57年一宮市条例第43号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市テニス場	一宮市今伊勢町馬寄字西流9番1

- (2) 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設

名 称	位 置
光明寺公園球技場	一宮市光明寺字大日東70番地

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 共同事業体の名称
三幸・アクトス共同事業体

- (2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
三幸株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

- (3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社アクトス	岐阜県多治見市大針町661番地の1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市市民会館等の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市市民会館等の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 一宮市市民会館条例(昭和48年一宮市条例第26号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市民会館	一宮市朝日2丁目5番1号
一宮市尾西市民会館	一宮市東五城字大平裏43番地1

(2) 一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例(平成27年一宮市条例第21号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市木曽川文化会館	一宮市木曽川町内割田一の通り27番地

(3) アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例(平成26年一宮市条例第17号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
アイプラザ一宮	一宮市若竹3丁目1番12号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 共同事業体の名称

一宮アトラライフデザイン

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社JTBコミュニケーションデザイン	東京都港区芝三丁目23番1号

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
株式会社ピーアンドピー	豊川市豊が丘町198番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

一宮市斎場の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市斎場の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市斎場条例(昭和41年一宮市条例第27号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市一宮斎場	一宮市奥町字六丁山24番地
一宮市尾西斎場	一宮市竈屋三丁目4番23号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 共同事業体の名称

一宮市斎場サービス共同体

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
富士建設工業株式会社	新潟県新潟市北区島見町3307番地16

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
太平ビルサービス株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

路線認定

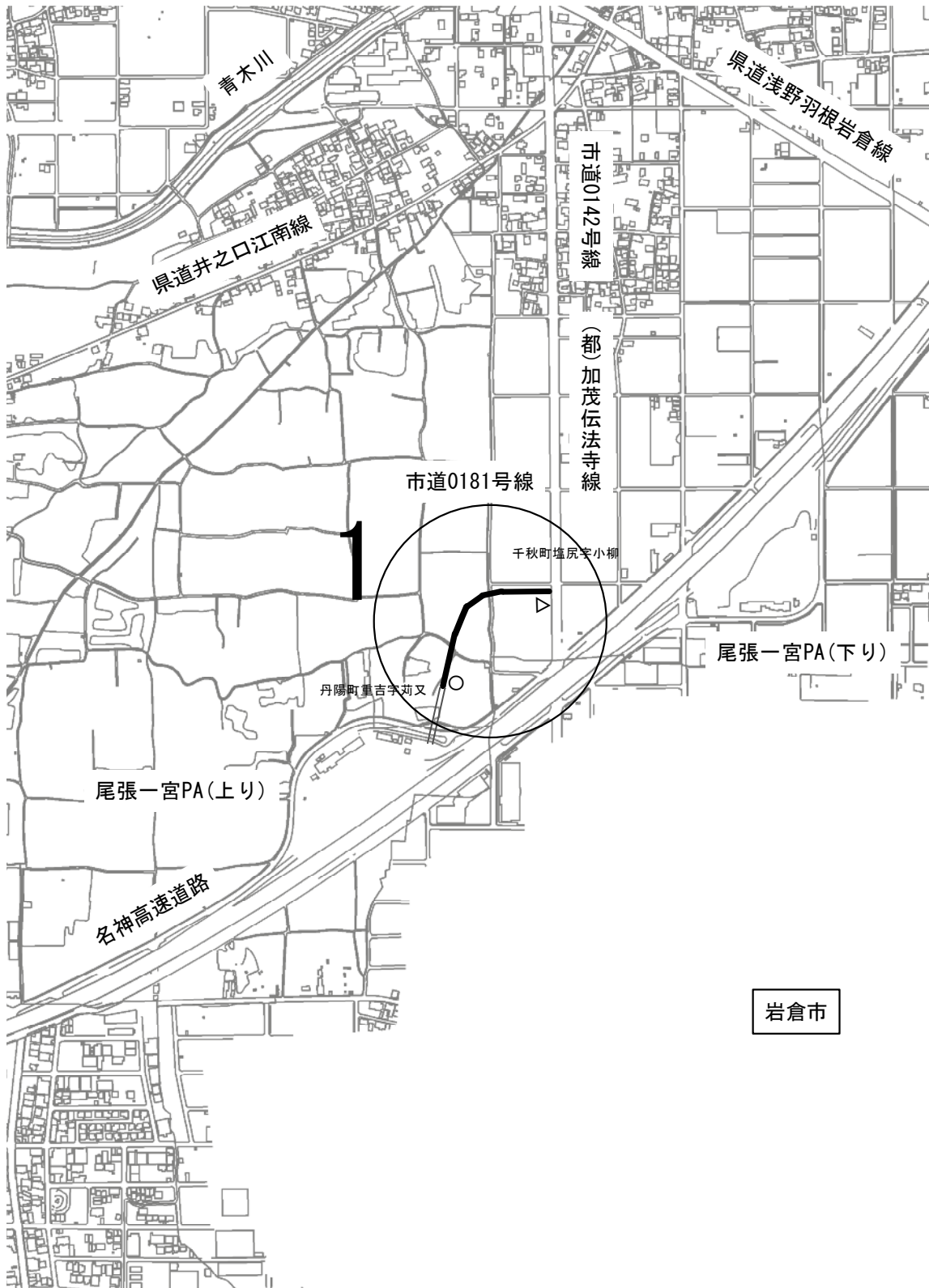
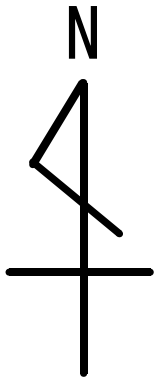
[illegible]

凡	例
1	路線認定整理番号
	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線認定

案内図

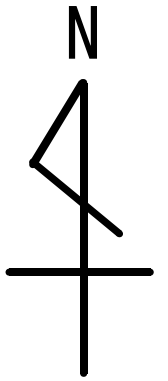
S=1／10, 000



路線認定

案内図

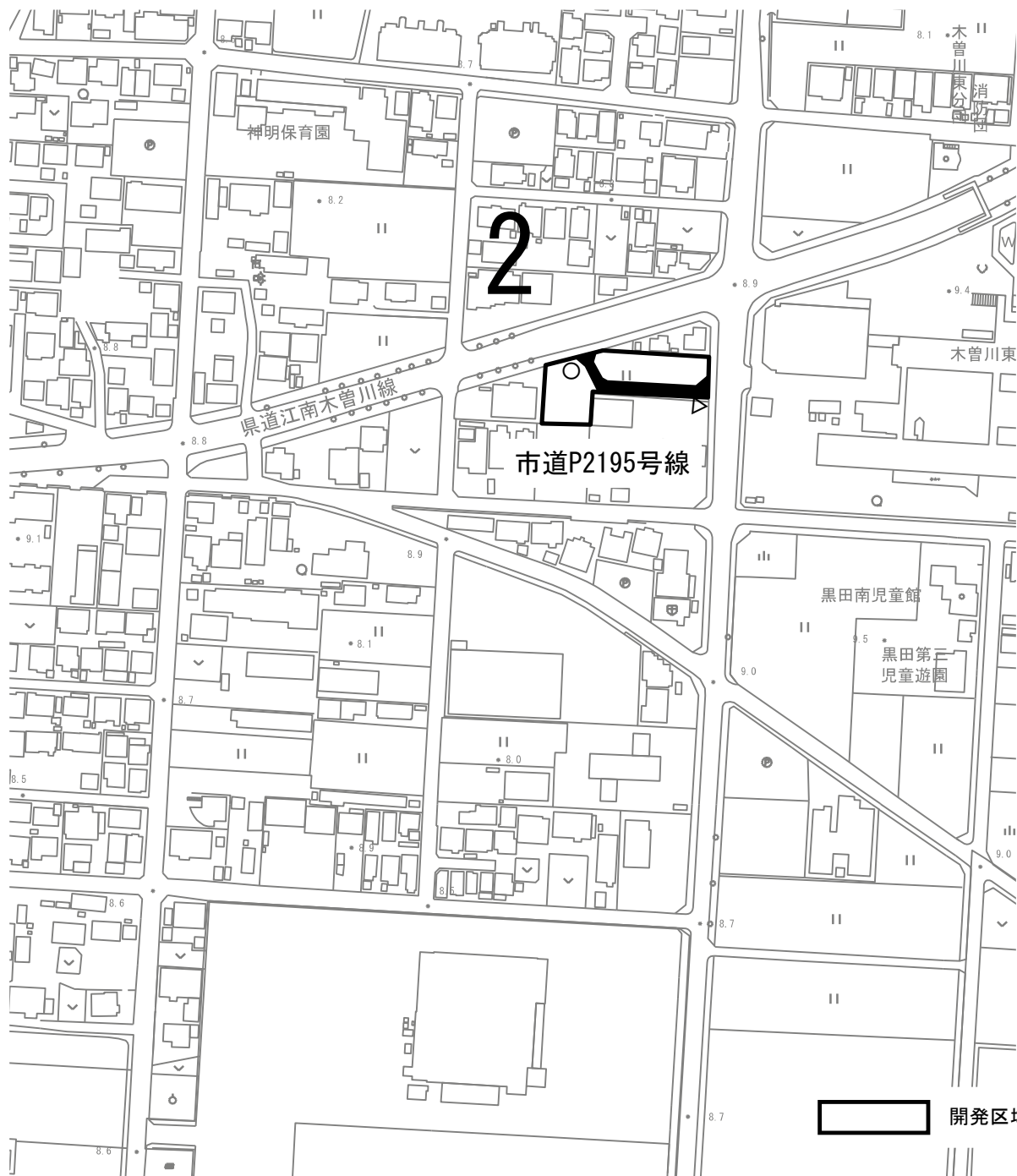
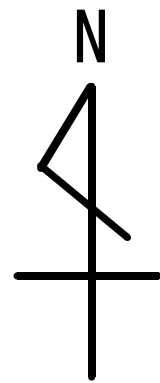
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道P2195号線	58.55	4.0	8.5 (起点)

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 本件事案の概要

相手方(当時30代)は、1型糖尿病の治療のため他院にてインスリンポンプ療法を受けていたところ、平成29年11月、意識障害により一宮市立市民病院に救急搬送された。糖尿病性ケトアシドーシスと診断され、インスリン持続点滴治療が開始されたが、救急搬送から約3時間30分後に死亡した。死亡した後、事故調査委員会の調査により、死亡に至った原因が、点滴内のインスリン濃度と流量が不適切であったため、治療に必要なインスリンが十分に投与できず、高血糖の改善が遅れたことによるものと判明した。

このことが診療契約上の義務違反に当たるとして、一宮市に対して損害賠償を求められたため、相手方と一宮市との間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金2,550万円の支払義務があることを認め、同金員をこの和解契約の締結後30日限り、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

3 損害賠償の額

金25,500,000円

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について

令和6年度決算における愛知県一宮市水道事業会計未処分利益剰余金78,869,516円のうち78,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について

令和6年度決算における愛知県一宮市下水道事業会計未処分利益剰余金197,779,109円のうち68,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）

1 第 1 項関係（和解）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所 属
令和 7. 9. 26	令和 7. 6. 24	交通事故	な し	木曽川消防署

2 第 2 項第 1 号及び第 3 号関係（和解及び損害賠償の額の決定）

専決処分 年月日	発生年月日	原 因	市が負担すべきもの		所 属
				うち損害賠償額	
令和 7. 9. 8	令和 7. 6. 22	車 両 損 傷 事 故	4,100円	4,100円	維持課
令和 7. 9. 10	令和 6. 11. 11	交 通 事 故	337,276円	303,276円	収 集 業 務 課
令和 7. 9. 10	令和 7. 5. 16	交 通 事 故	25,300円	25,300円	介 護 保 険 課
令和 7. 9. 16	令和 7. 7. 10	交 通 事 故	78,151円	78,151円	納 税 課
令和 7. 9. 26	令和 7. 7. 30	交 通 事 故	78,430円	78,430円	資 産 税 課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり製造の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年12月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和7年10月8日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新業務委託契約

(2) 契約金額

当 初 契 約(令和7年6月26日議決)	1, 280, 400, 000円
今回の変更契約(令和7年10月8日専決)	1, 282, 732, 000円
当初契約と今回の変更契約の差	2, 332, 000円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

高規格救急自動車購入に伴い、車両運用端末装置一式を追加したため